

# 地域貢献活動ガイドライン

平成18年6月

福 島 県

# 目 次

## 第1章 地域貢献活動に関する基本的な事項

- 1 地域貢献活動の目的
- 2 地域貢献活動の考え方
- 3 地域貢献活動の例を示す理由
- 4 地域貢献活動計画等の報告の流れ（フロー図）
  - 店舗面積 6,000 m<sup>2</sup>以上の新規店の場合
  - 市街地再開発事業に係る新設店の場合
  - 増改築等により店舗面積が 6,000 m<sup>2</sup>以上になる場合
  - 店舗面積 6,000 m<sup>2</sup>以上の既存店の場合
  - 条例施行の日に許可等の手続きに入っている場合
  - 計画及び実施状況の報告

## 第2章 地域貢献活動の例

- 1 交通対策の実施
- 2 地域づくりの取組みへの協力
- 3 地産地消の推進
- 4 地域雇用確保への協力
- 5 少子高齢化対策
- 6 災害等発生時及び地域防災への協力
- 7 防犯・青少年非行防止対策の推進
- 8 環境対策
- 9 景観形成、街並みづくりへの協力
- 10 撤退時の対策
- 11 教育訓練への協力
- 12 地域貢献活動担当部署等の設置

# 第1章 地域貢献活動に関する基本的な事項

## 1 地域貢献活動の目的

近年、グローバル化の進展、地球温暖化などによって企業を取り巻く環境は大きく変化してきており、企業によるコンプライアンス（法令遵守）の徹底やコーポレートガバナンス（企業統治）の向上、環境への積極的な配慮、一層の情報開示など、企業の社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility）を重視した経営が求められています。

これは、短期的な利潤追求に偏重した経営ではなく、社会を構成する一員として、中長期的な視野に立った豊かな地域社会の構築に向けた取組みを行うことが、人々から存続を望まれる企業となるために必要であるだけでなく、それにより結果として企業としての自らの価値を高め、持続的な発展を遂げることにつながるからです。

CSRは、すべての企業が自らの判断のもとで対応すべきものですが、中でも小売業は、「人々の暮らしを支えながらそれぞれの時代の文化を育むなど、県民生活と深く関わるとともに、まちの魅力の形成にも寄与してきた」と「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」（以下「条例」という。）の前文でも述べているように、地域密着型の産業として消費者である地域住民との直接の接点を有するという特性を有しています。

特に、条例が対象とする、店舗面積6,000㎡以上の特定小売商業施設（条例第2条第7項に規定する施設）については、その規模の大きさ故、地域に期待される役割も大きいことや立地によるまちづくりへの影響が大きいことなどから、地域との共存共栄のまちづくりを促進していく必要があります。

以上のことから、県では、条例で小売事業者等の責務について規定するとともに、特定小売商業施設に対して、地域に根付き、地域に必要な店舗となってもらうためにも、地域の声を聴きながら自発的に行うまちづくりの推進に寄与する活動に参画していただくことはもとより、地域及び住民の地域貢献活動への理解と参画も促進することを目的として、活動計画や実施状況の報告を求め、その内容を公表することを規定しました。

なお、特定小売商業施設以外の小売商業施設についても、条例や本ガイドラインの趣旨等を踏まえ、**第2章 地域貢献活動の例**なども参考にしながら、地域貢献活動に積極的に取り組んでいただくことを期待しております。

## 2 地域貢献活動の考え方

条例における地域貢献活動は、特定小売商業施設の設置者等<sup>(注)</sup>が、地域住民等の声を聴きながら独自に判断し実施するものです。

ただし、「商業まちづくり基本方針」に掲げる「県づくりの基本的な考え方」に基づくまちづくりを進めるためには、特定小売商業施設を適正に配置することだけでは

実現が難しいことや、今後の社会・経済を取り巻く状況を考慮すれば企業の社会的責任を踏まえた企業行動はもはや必然的なものであることから、その設置者等に対して、地域貢献活動の実施を期待しています。

(注) 特定小売商業施設の設置者等

地域貢献活動の計画書の提出や実施状況の報告を求められるのは、特定小売商業施設を新設する者だけではなく、既存の特定小売商業施設の設置者も含まれます。

また、これらの届出を行う主体については、一義的には設置者が敷地内の店舗やテナントの活動計画を取りまとめて計画書を提出するのが基本となりますが、関係者の話し合いの上、核となる店舗の事業者が代表して提出することや、テナント組合が代表して提出することなどを妨げるものではありません。

### 3 地域貢献活動の例を示す理由

地域貢献活動は、前述のとおり特定小売商業施設の設置者等が自発的に行うものですが、「県づくりの基本的な考え方」や条例の目的、さらには地域住民等が一般的に期待する内容と合致することが望ましいものです。

したがって、県が特定小売商業施設の設置者等に期待する内容をあらかじめ示しておくことが有用であることから、県として期待する項目・内容を例示（7ページ以降参照）します。

なお、本ガイドラインに記載がない項目でも、新設届出者等が住民説明会等での意見を踏まえ、立地地域のためになると判断した活動を、地域貢献活動計画や実施状況の報告に記載し、それを県が公表するといった一連の仕組みに入れることを妨げるものではありません。

#### 参考

##### 【県づくりの基本的な考え方】

##### 歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり

各種機能を中心市街地に凝縮することで、高齢者や障がい者にとっても暮らしやすいまちづくりの実現や持続可能な自治体運営の実現などを図ること。

##### 環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり

モータリゼーションの進展等に伴う都市機能の郊外への拡散を抑制することで、自然環境や田園といった美しい福島を自然等を保全するとともに、無秩序な開発による社会資本の整備や管理のコストの増加を防ぐこと。

##### 7つの生活圏構想に基づくまちづくり

本県の「多極分散型の県土構造」という特徴を大切に、県土全体を地理的な条件や歴史的・文化的関連の強い7つの生活圏に分けて、それぞれの特性を生かした県づくりを推進していくこと。

##### 多様な主体による連携・協働のまちづくり

今後の社会・経済を取り巻く状況を勘案し、県民をはじめNPOや小売業者といった「民」が「官」と共に連携・協働し合い、固有の地域資源を活用しながら、まちづくりを考え、実行していくこと。

##### 県と市町村の役割分担を踏まえたまちづくり

まちづくりは、最も住民に身近な自治体である市町村が、住民等の意見を踏まえビジョンを明確にして、それをもとに推進することが重要であり、県は、市町村との役割分担を踏まえ、市町村のまちづくりを支援していくこと。

## 4 地域貢献活動計画等の報告の流れ（フロー図）

以下に掲げる場合に応じた手順に従い、福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則（平成18年福島県規則第88号）に定める様式に記載の上、報告書の提出をお願いします。

### 店舗面積 6,000 m<sup>2</sup>以上の新規店の場合

特定小売商業施設を新設する者（以下「新設届出者」という。）は、新設届出書に「地域貢献活動の基本的方向」を記載した書面を添付。  
（条例第9条第2項第5号）

新設届出者は、立地市町村内（必要があると認めるときは、隣接市町村又は周辺市町村内でも）で「地域貢献活動の基本的方向」を含めた届出内容に関する説明会を開催。（条例第12条第1項、第2項）

新設届出者は、説明会で述べられた意見の概要及び当該意見についての見解を知事に報告。  
（条例第12条第5項）

「地域貢献活動の基本的方向」の内容について、関係市町村やその住民等が意見を述べる。  
（条例第13条第1項、第2項）

県は、関係市町村やその住民等の意見を公告・縦覧し、「地域貢献活動の基本的方向」に関する意見については速やかに新設届出者に通知する。  
（条例第13条第4項、第19条第1項）

新設届出者等は、関係市町村やその住民等からの意見を配慮した上で、新設の日までに、地域貢献活動計画を県に提出。  
（条例第18条第1項第1号、第19条第2項、規則第9条第4項）

県は、速やかに、地域貢献活動計画の内容を公表。  
（条例第18条第2項）

### 市街地再開発事業に係る新設店の場合

市街地再開発事業に係る新設店の場合、条例第9条第1項に基づく新設の届出は不要ですが、以下のとおり、地域貢献活動計画を提出してください。

新設をする者は、新設の日までに、地域貢献活動計画を県に提出。  
(条例第18条第1項第2号、規則第9条第4項)

県は、速やかに、地域貢献活動計画の内容を公表。  
(条例第18条第2項)

### 増改築等により店舗面積が6,000 m<sup>2</sup>以上になる場合

増改築等により、店舗面積の合計が6,000 m<sup>2</sup>以上になる場合は以下のとおり、地域貢献活動計画を提出してください。

ただし、増改築等により増加する店舗面積が6,000 m<sup>2</sup>以上の場合は に該当することになります。

特定小売商業施設とする日までに、地域貢献活動計画を県に提出。  
(条例第18条第1項第3号、規則第9条第4項)

県は、速やかに、地域貢献活動計画の内容を公表。  
(条例第18条第2項)

### 店舗面積6,000 m<sup>2</sup>以上の既存店の場合

条例施行の日(平成18年10月1日)に、現に特定小売商業施設を設置している場合は、その翌日から起算して30日以内(平成18年10月31日まで)に平成18年度分の地域貢献活動計画を作成し、県に提出。  
(条例附則第3項、規則第9条第4項)

県は、速やかに、地域貢献活動計画の内容を公表。  
(条例附則第5項)

## 条例施行の日に許可等の手続きに入っている場合

条例施行の日（平成18年10月1日現在）に、現に当該特定小売商業施設の新設について許可等に係る申請その他の手続が行われている場合は、新設の日までに、平成18年度分の地域貢献活動計画を作成し、県に提出。（条例附則第4項、規則第9条第4項）

県は、速やかに、地域貢献活動計画の内容を公表。  
（条例附則第5項）

## 計画及び実施状況の報告（～が該当）

毎営業年度、前営業年度分の地域貢献活動の実施状況及び当該営業年度分の地域貢献活動計画を作成し、県に提出。  
（条例第21条第1項、規則第9条第4項）

県は、速やかに、その内容を公表。  
（条例第21条第2項）

## 第2章 地域貢献活動の例

以下の項目・内容を参考にして活動内容を記載の上、提出してください。

なお、1～12までの内容に限らず、地域の声を反映させながら地域貢献活動を実施してください。

### 1 交通対策の実施

車を運転しない方への配慮

公共交通等が整備されている場所から一定の距離のある場所に立地する場合は、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、高齢者及び障がい者を含んだすべての人の買い物に配慮し、当該場所までの交通手段を確保する。

公共交通に対する配慮

- ・ 市町村等が実施するパークアンドライド事業などに協力するとともに、バス、タクシー等公共交通乗降所を確保する。
- ・ 路線バスを利用して来た買い物客に対し、商業施設内共通の割引制度を実施するなど、公共交通機関の利用促進に協力する。

安全・安心のための通り抜け通路の提供

買い物客の安全・安心を確保するとともに、歩行者の利便性を考慮し、敷地の一部を歩道として通り抜け可能な通路とする等の対策を講じる。

交通整理員の配置

時間帯などの諸条件により混雑が予想される場合は、必要に応じた交通整理員を配置し、買い物客や通行者の安全を確保する。

高齢運転者等への配慮

障がい者はもとより高齢運転者が優先的に駐車できる駐車スペースを確保する。

交通安全運動等への参加・協力

地域で行われる各種交通安全運動等に参加・協力する。

### 2 地域づくりの取組みへの協力

中心市街地活性化や地域振興等への参加・協力

様々な実施主体（行政のみならず、商工会議所やNPO、ボランティア等も含む）によって行われる中心市街地活性化、地域振興のための取組みに対し、大型店として有する経験に基づく知恵や知識を提供したり、人材等を紹介したりするなどの協力を行う。

商工会議所、商工会等への加入

テナント事業者等も含め、商工会議所、商工会、商店街振興組合等へ加入する。

祭りや各種行事への参加・協力  
祭りや伝統行事、地域で行われるレクリエーション、スポーツ大会等の各種行事へ参加・協力する。

ボランティア・NPO 団体の活動や地域の文化活動への参加・協力  
地域で行われるボランティア・NPO 団体の活動や、様々な文化活動に対して参加・協力する。

コミュニティスペースの提供  
地域のコミュニティ意識の醸成を図るため、地域の人がいつでも気軽に立ち寄り、住民同士の交流を深めることができるスペースを提供する。

起業支援  
地域で事業を始めたい方のために、店舗内にチャレンジショップを実施するスペースを提供するなど、その起業を支援する。

### **3 地産地消の推進**

「福島県地産地消推進プログラム」等に基づく地産地消の取組みに対する積極的な協力

本県が「福島県地産地消推進プログラム」及び「農林水産部地産地消推進プログラム」に基づき推進している地産地消の取組みについて積極的に協力する。

県産品の積極的な販売

県産農林水産物や県内で加工・製品化された商品を積極的に販売するとともに、店内の飲食店においても県産品を使用する。

県産品の PR や販売促進への協力

店内において県産品イベントを開催したり、県産品の常設コーナーを設置したりするなど県産品の PR や販売促進に協力する。

地域内又は県内事業者のテナント入居

特定小売商業施設が立地する地域あるいは県内の事業者のテナント入居を促進する。

県内事業者との取引の推進

地域経済の循環を一層促進する観点から、県内事業者との取引促進に努めるとともに、テナント企業と県内事業者との取引を奨励する。

「ふるさと恵みの店」への指定や「うつくしま農林水産ファンクラブ」への入会

県産品を積極的に取り扱う「ふるさと恵みの店」への指定や「うつくしま農林水産ファンクラブ」への入会について積極的に対応する。

店舗建築に当たっての県産材の積極的な活用等

店舗建築に当たっては、内外装や商品ディスプレイ等の資材として、木材など県内で生産された資材を利用し地域の伝統技術等を活用するとともに、地元建設事業者への発注に努める。

## **4 地域雇用確保への協力**

地域又は県内からの雇用

従業員の採用に当たっては、地域又は県内からの雇用を優先する。

安定的雇用

従業員の採用に当たっては、可能な限り正社員として採用する。また、パートタイマー等生活との両立がとれる雇用形態も取りつつ、希望や能力に応じて正社員採用の機会を設ける。

障がい者雇用

障がい者の雇用の促進等に関する法律を遵守した上、それを上回る障がい者の雇用に努める。

離職者や高齢者、母子家庭の母等の雇用

離職者や高齢者、母子家庭の母（「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」に基づく。）等の雇用に努める。

結婚や出産・育児により退職した者の再雇用

結婚や出産・育児を機に退職した者の再雇用に努める。

## **5 少子高齢化対策**

育児・介護休業制度活用の促進

子育て支援策等の一環として、従業員用の託児所等の設置、短時間勤務制度の導入や男性社員を含めた育児・介護休業取得等を促進するなど、仕事と家庭を両立しやすい環境を整備する。

福島県次世代育成支援企業認証制度の認証取得

福島県次世代育成支援企業認証制度の認証取得に積極的に取り組む。

結婚や出産・育児により退職した者の再雇用

結婚や出産・育児を機に退職した者の再雇用に努める。（4 - 再掲）

乳幼児対策

- ・ 乳幼児と一緒に無理なく買い物ができるよう、「赤ちゃん休憩室」等を設置する。
- ・ 店舗の一部を、「つどいの広場」等親子の居場所として提供する。

ユニバーサルデザインに配慮した店づくり

- ・ 高齢者や障がい者、乳幼児を連れた方など、すべての人に使いやすい店舗の構造や設備（みんなのトイレ<sup>(注)</sup>、授乳室その他）を整備・設置する。
- ・ 新生児又は乳児を抱える親や高齢者等の買い物に行けない方が、自宅にいても必要なものが求めることができるなどのニーズに対応できるサービスを提供する。  
(注) みんなのトイレ：だれもが利用できるよう、様々な設備などに配慮したトイレ

従業員用託児所の開放

従業員用託児所を有している場合には、これを地域の住民にも開放する。

## 6 災害等発生時及び地域防災への協力

災害等発生時における避難場所等の提供

災害等発生時において、避難場所や救護班の設置場所、災害等対策に必要な資機材の一時集積場所として、建物や駐車場等を提供する。

災害等発生時における物資の供給

災害等発生時において、地方公共団体等から食料・生活物資の供給依頼があった場合に対応する。特に、公的医療機関からの医薬品等の提供依頼については、できる限り協力する。

災害等発生時における地域との連携

災害等発生時において、地域住民の共助による救助活動や応急復旧活動へ従業員等が参加するなど、防災において地域住民と連携した取組みに参加する。

災害等発生時におけるボランティア休暇制度の充実

県内の被災地へ災害ボランティアとして従業員が積極的に参加できるよう、ボランティア休暇取得についての環境を整備する。

災害等発生時における業務継続の取組み

業務継続計画を策定するなど平素からの防災対策の強化を図り、災害等発生時に営業を継続することで、安定した物資の供給と雇用を確保する。

消防団活動への参加・協力

消防団活動が円滑に行われるよう、従業員に対して消防団への入団を勧奨するとともに、出勤時の休暇制度など消防団活動に参加しやすい環境を整備する。

防災訓練等への参加・協力

- ・ 地域住民との連携を図ることを目的に、平常時において地域住民が実施又は参加する防災訓練等へ積極的に参加・協力する。
- ・ 従業員に対する災害等発生時に取るべき行動等についての教育を日頃から行う。

## 7 防犯・青少年非行防止対策の推進

死角となる場所に対する防犯及び非行防止対策の実施

犯罪又は青少年非行の発生場所となりやすい駐車場、荷さばき施設、建物の死角など、人通りの少ない場所については、警備員や従業員等による定期巡回警備等を実施する。

駐車場における車の安全の確保

高さ1.8メートル以上の見通しのよいフェンスで囲うとともに、防犯カメラや照明設備を適正数設置するなどの対策を講じる。

深夜営業時や営業時間外の防犯・青少年非行防止対策

防犯や青少年非行防止の観点から、深夜営業時や営業時間外の警備を強化する。

緊急通報体制等の確立

地域の防犯強化のため、店舗及び店舗周辺での事件発生時における警察への通報要領及び避難誘導措置など緊急通報体制等を確立するとともに、従業員の防犯教育も強化する。

少年非行防止に対する協力

- ・ 万引きをさせない店づくりや、万引き防止の広報を行う。
- ・ 非行防止につながる、写真、ポスター、ミニ広報誌等の掲示版を設置する。

## 8 環境対策

地球温暖化対策の実施

地球温暖化対策のため、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を増やさないよう敷地内の植樹などの緑化や駐車場でのアイドリングストップなどの取組みを促進するとともに、郊外から中心市街地に向かう際の自家用車から公共交通機関への乗り換えの拠点として、駐車場の一部をパークアンドライド用として提供する（一部1- 再掲）。

省エネルギー対策の実施及び新エネルギー導入の促進

省エネルギーを念頭に置き、太陽光発電、小型風力発電等の新エネルギー設備や断熱材、コジェネレーション<sup>（注）</sup>設備等を設置するとともに、これら設備の導入等の取組みについて、来店者への積極的な情報提供を実施する。

（注）コジェネレーション：内燃力発電の排熱を利用して動力・温熱・冷熱を取り出し、総合エネルギー効率を高める、トータルエネルギーシステムのこと。

健全な水循環<sup>（注）</sup>確保対策の実施

- ・ 健全な水循環を確保するため、節水や雨水の再利用、雨水浸透などの対策を講じる。
- ・ 周辺河川等への汚濁負荷を増大させないよう施設からの排水の適正処理に努める。

（注）健全な水循環：流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下にともに確保され、人間及び生物が水の恩恵を持続的に享受できる状態。

#### 廃棄物対策の実施

来店者への買い物袋の持参の促進や包装の簡略化等により廃棄物を少量化するとともに店舗から排出されるごみの分別を徹底し、ごみの減量化・リサイクルを推進する。また、店舗内で発生した生ごみについては、堆肥化するなどの自家処理活用を実施する。

#### リサイクル対策の促進

ペットボトル、紙パック、アルミ缶、スチール缶等のリサイクルボックスを設置し資源ごみの回収を行いリサイクルを促進する。

#### 環境美化対策の実施

店舗周辺の清掃活動の積極的な実施と来店者のごみのポイ捨て禁止を促進する。

#### ISO14001 の認証取得

環境マネジメントシステムに関する国際的規格である ISO14001 の認証を取得する。

## **9 景観形成、街並みづくりへの協力**

#### 景観形成、街並みづくりへの配慮

立地地域の景観形成や街並みづくりを阻害しないよう店舗及び屋外広告物の色彩や外観、敷地の緑化等に配慮する。

#### 住民協定など地区の景観形成の取組みに対する協力

良好な景観を形成するため、地区の住民等が主体となって景観協定を締結しようとする場合などには、店舗等の形態意匠（形・色・模様等）や植栽等において街並みとの調和に配慮し、景観形成に向けた取組みに積極的に協力する。

## **10 撤退時の対策**

#### 早期の情報提供

撤退による影響を緩和するため、撤退時期やその後の対応策等について、可能な限り早期に地域住民、県、市町村、取引先等に情報提供を行う。

#### 後継店の確保

地域住民の買い物利便性の低下や失業者の発生等を極力抑えるとともに、低・未利用地の増加を抑制するためにも、設置者と核テナント事業者等が協力して、後継店や大型店承継者を確保する。

#### 従業員の雇用の確保

従業員には、早い段階から情報を提示するとともに、関係機関と連携して、離職者の再就職や配置転換を円滑に行う。

店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止

店舗を閉鎖した場合は、閉鎖に伴う環境悪化を防止するよう建物の管理等に十分に留意する。

再利用可能な建物の建築

大型店として利用する建物を建築する際には、撤退後の再利用に留意する。

## **1 1 教育訓練への協力**

インターンシップの受入れ

地域内での就業者の確保のためにも、地元の大学、専門学校等からのインターンシップを受け入れる。

「体験学習」の場の提供についての協力

「うつくしま教育改革推進プログラム～ふくしまの教育7つの約束」の趣旨に賛同し、地域の小・中・高等学校からの申し出に応じて「体験学習」の場の提供に協力する。

障がい者施設・作業所等の取組みへの協力

障がい者施設・作業所が主催する作品の展示会や商品の販売に協力する。

## **1 2 地域貢献活動担当部署等の設置**

地域貢献活動担当部署等の設置

地域貢献活動担当部署等を設置するなど、地域貢献活動を実施する体制を整備する。